

令和 2 年 10 月 12 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 石塚 哲士

令和 3 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 47 条 2 号の規定により、令和 3 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）が、「360 千円（25 等級）」に決定されましたので公告いたします。

なお、この決定額は、令和 3 年 4 月 1 日より適用されます。

以上